

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ
宮城県と県内全市町村から

特別徴収へ切り替えのお願い

従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、原則として個人住民税（市民税及び県民税）についても引き落とし（特別徴収）する義務があります。宮城県と各市町村は、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主の皆様の特別徴収義務者への移行をお願いしております。特別徴収が行われない事業主の方については、順次、特別徴収義務者としての指定を進めています。

特別徴収制度とは？

従業員（納税義務者）の個人住民税を事業主（給与支払者）が、給与から引き落とし（特別徴収）、従業員に代わって納入していただく制度です。毎年5月に送付される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を6月から翌年5月までの給与から月割で引き落とし、各翌月10日までに金融機関等を通じてそれぞれの市町村に納入していただきます。

特別徴収義務者とは？

地方税法（第321条の4）及び各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者としての指定を受けた事業主（給与支払者）を指します。

地方税法においては、事業主（給与支払者）は、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税を特別徴収して納入しなければなりません。

特別徴収の対象となる給与所得者とは？

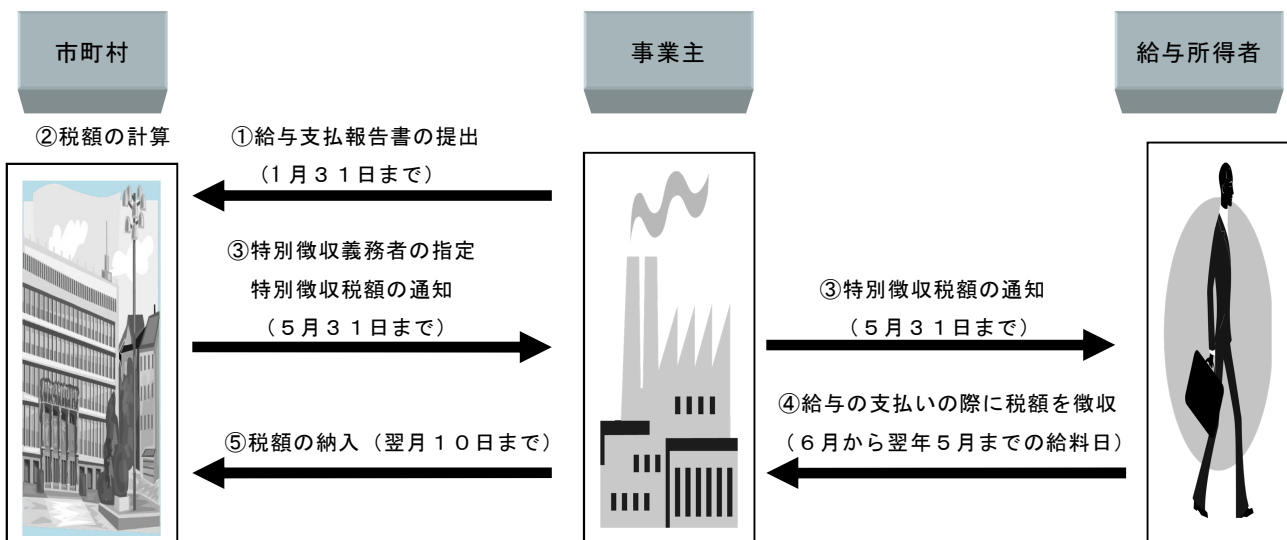
前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方です。

特別徴収義務者は、給与所得者である従業員から、特別徴収の方法によって個人住民税を徴収しなければなりません。

小規模事業者に係る納期の特例とは？

従業員が常時10人未満である事業所は、市町村の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。（繁忙期に臨時雇用した従業員数は、特例の算定基礎となる従業員数には含みません。）

特別徴収の方法による納税のしくみ



特別徴収についてよくあるご質問

Q なぜ、今さら特別徴収しなくてはならないのですか。従業員数が少ないし、経理担当者の負担も増えるのでやりたくないのですが。

A 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、**原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。**したがって、対象となる従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

なお、事業主は各市町村から通知された特別徴収税額を、毎月従業員の給与から引き去りして納入していただくこととなりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

Q 特別徴収制度のメリットは何ですか。

- A** 従業員のメリットとして次のようなものがあげられます。
- ・普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回当たりの納税額が少なくて済みます。
 - ・納期毎に金融機関等へ出向いて納税する手間が省けます。
 - ・普通徴収の場合のように、納め忘れや滞納となることや延滞金が発生する心配もありません。

Q パート、アルバイトも特別徴収しなければならないのですか。

A **非正規雇用者であっても、前年に給与の支払いを受けていて、4月1日において勤務する従業員からは特別徴収をしていただく必要があります。**ただし、給与が毎月支給されないなど雇用が不定期な従業員で特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収も可能です。

Q 従業員から、普通徴収で納めたいと言われているのですが。

A 従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収をしなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q 特別徴収への切り替え手続きはどのようにすればいいのですか。

A 毎年1月末まで提出していただいている給与支払報告書（総括表）に「特別徴収」の欄がある場合は、その欄に特別徴収で納税する従業員の人数を記入していただければ自動的に特別徴収に切り替わります。（給与支払報告書（総括表）は、市町村によって異なる場合がありますので、詳しくは市町村の窓口までお問合せください。）

具体的には、5月に従業員の住所地である市町村から特別徴収税額の通知を受けた事業主は、通知された税額を従業員の6月分の給与から、毎月引き去り（天引き）して翌月の10日までに金融機関等を通じて各市町村に納入していただくこととなります。

～ 個人住民税の特別徴収についてのお問い合わせ先 ～

- 宮城県内各市町村住民税担当課 <給与支払報告書の提出先の各市町村にお問い合わせください>
- 宮城県総務部税務課 <TEL (022) 211-2326 (直通)>
- 宮城県総務部市町村課 <TEL (022) 211-2331 (直通)>